亀田郷中期計画2011を策定

平成22年5月24日理事会において中期計画検討委員会が設置され右記経過を経て「亀田郷中期計画2011」が策定されました。これを受けて平成23年の10月28日の理事会で議決され、平成23年11月25日の総代会にて報告いたしました。

中期計画の目標として「都市近郊農業の更なる発展」、「良好な形を次世代へ引き継ぐ」、「悠久の亀田郷づくり」を掲げ、事業計画、維持管理体制、新たな組織体制、財務運営の4項目を柱に中期計画を鋭意実施して参りますのでご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

経　過

平成 22 年	５月24日	理事会 ・亀田郷中期計画検討委員会の設置
	８月９日	第１回中期計画検討委員会 ・課題の検討
	９月７日	第２回中期計画検討委員会 ・課題の各工区聞き取り結果
	12月10日	第３回中期計画検討委員会 ・各課題に対する方針案
平成 23 年	２月	組合員（分区長）アンケート実施
	３月30日	第４回中期計画検討委員会 ・亀田郷中期計画 2011 の要旨
	４月	職員説明会と意見徴収を実施
	５月23日	第５回中期計画検討委員会 ・各工区の検討結果
	６月29日	第６回中期計画検討委員会 ・亀田郷中期計画 2011 の構成案
	８月１日	第７回中期計画検討委員会 ・亀田郷中期計画 2011（案）
	９月６日	第８回中期計画検討委員会 ・亀田郷中期計画 2011
	９月28日～10月11日	中期計画工区説明会
	10月12日	亀田郷中期計画有識者会議
	10月28日	第９回中期計画検討委員会 ・亀田郷中期計画 2011 まとめ 理事会 ・亀田郷中期計画 2011 について議決
	11月25日	臨時総代会 ・亀田郷中期計画 2011 について報告

職員、卓球大会優勝

当改良区職員の堀さん（水利課）が３月に行われた TOKYO OPEN 2012 第 64 回東京卓球選手権大会男子フォーティの部で優勝しました。全国から 87 名が参加しました。

決勝戦では先に２ゲームを取られる苦しい内容でしたが、ここから３ゲームを連取し逆転で優勝しました。

土地改良区からのお願い

組合員の資格得喪通知手続きについて（農地法第3条）

①経営移譲による農業者年金を受給される場合
②農地を相続、贈与させる場合
③農地を売買する場合

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの通知によって更新されます。手続を怠りますと、農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることになります。速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

通知書は、最寄りの出張所に備えてあります。また、必要書類をお揃えの上、お住まいを所管する出張所へご提出ください。

他目的使用について

使用料金（５年分）

①	乗り入れ（橋など）	１㎡当たり	7,200 円／５年間
②	浄化槽排水	１人槽当たり	1,800 円／５年間
③	ガス管･上下水道管	家庭引込	免除

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

また、使用期間は最大で５年間ですので、引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。使用しなくなったときも廃止手続きが必要です。

なお、無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するための撤去や復旧等の費用をご負担いただきます。また、広告看板は許可いたしません。

申請書は、最寄りの出張所に備えてあります。また、必要書類をお揃えの上、使用する場所を所管する出張所へご提出ください。

農地の転用について（農地法第4条･第5条）

①　分家住宅・一般住宅等を建設するため農地を転用する場合
②　工場・店舗・事務所等を建設するため農地を転用する場合
③　資材置場・駐車場・作業小屋等を建設するため農地を転用する場合

ご自分の農地をご自分で転用する場合、他人の農地を買ったり、借りたりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。

通知書は、最寄りの出張所に備えてあります。また、必要書類をお揃えの上、転用する場所を所管する出張所へご提出ください。

決済金について

農地を転用する際、決済金が掛かります。
田　65万円（1,000㎡当たり）　畑　16.3万円（1,000㎡当たり）

上記のとおり農地を転用する場合、決済金を納めていただきます。これは、償還金や施設の維持管理費を周辺の残存農地が負わなければならなくなり、組合員皆さまの過重負担を少しでも軽減させるための措置です。上記の通知書をご提出いただいた後にお支払いいただきます。

油流出事故防止について

一年を通して用水路･排水路への油の流出事故が絶えません。一旦流出してしまいますと、消防署・警察署・河川管理者・区役所・土地改良区全員が出動することとなり、例え意図的でなかったとしても結果責任を問われます。油類の流出は火災の危険性だけでなく、周辺の自然環境へも深刻な影響を与えかねません。万が一、農地にまで汚染が広がってしまいますと、測定調査、作付け補償、土壌改良などその費用は測り知れません。もちろん、不法投棄はもってのほかですが、一般家庭や作業場の暖房器具、農業機械や自家用車の廃油、ビニールハウスの暖房設備など、身近に存する油類の使用、保管につきましては、今一度ご注意いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。誤って油類を流出させてしまった場合又は水路に油膜を発見した場合は、最寄りの消防署へご連絡ください。

賦課内訳書の同封と内容の確認について

平成 20 年度より賦課令書と一緒に一筆明細をお送りしております。今一度、現在、ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、最寄りの出張所へご相談ください。